地域生活支援事業者に係る指定申請及び給付費請求の手引き

１　指定の意義

刈谷市において地域生活支援事業給付費を支給決定されている者に対して、地域生活支援事業のサービス（移動支援、地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型、日中一時支援、移動入浴）を提供する場合、刈谷市から地域生活支援事業者として指定を受ける必要があります。

２　指定の要件

（１）申請者が法人であり、以下のいずれにも該当しないこと。

　　ア　申請者の役員またはその事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及びそれらと密接に関係する者がある場合。

　　イ　申請者の役員等のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者がある場合。

　　ウ　申請者の役員等のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、保健医療若しくは福祉に関する法律または労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者がある場合。

　　エ　申請者が、地域生活支援事業者の指定を受けている場合にその指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない場合。

　　オ　申請者の役員等のうちに、エに該当する事業者の役員等であった者が含まれる場合。

　（２）人員、設備、運営に関する基準（「別表」参照）を満たし、申請時において基準を満たした人員の確保と建物の建築が完了していること。

３　事業者指定に係る申請・届出について

（１）新規申請

地域生活支援事業を新たに開始する事業者は事業を開始する月の前々月の末日までに刈谷市地域生活支援事業者指定（更新）申請書（様式第１号）に必要な書類（別紙「刈谷市地域生活支援事業　指定申請（新規）に必要な書類一覧」参照）を添付して申請してください。指定の要件を満たしていれば、地域生活支援事業者として指定されます。人員、設備、運営に関する基準等の指定の要件について、不明な点がある場合は、事前に相談した上で申請してください。

（２）変更の届出

（１）の申請により指定を受けた事業者は、別紙「刈谷市地域生活支援事業　変更届に必要な書類一覧」の届出を要する事項に変更が生じた場合は、刈谷市地域生活支援事業者変更届出書（様式第４号）に必要な書類（別紙「刈谷市地域生活支援事業　変更届に必要な書類一覧」参照）を添付して、変更が生じた日から１０日以内に提出してください。

（３）廃止・休止・再開の届出

（１）の申請により指定を受けた事業者は、刈谷市地域生活支援事業者（廃止・

休止・再開）届出書を廃止・休止する日の１か月前まで、または再開の日から１０日以内にそれぞれ提出してください。

（４）更新申請

　　 指定の有効期間は６年間です。

（１）の申請により指定を受けている事業者が指定の有効期限後も継続して地域生活支援事業を実施したい場合は、刈谷市地域生活支援事業者指定（更新）申請書（様式第１号）に必要な書類（別紙「刈谷市地域生活支援事業　指定（更新）申請に必要な書類一覧」参照）を添付して有効期限の切れる前月の末日までに提出してください。

４ サービス提供に係る契約、実績記録・請求

（１）新規利用契約、契約支給量の変更または契約の終了があった場合は、次のものを速やかに提出してください。

・刈谷市地域生活支援事業契約内容報告書

（２）サービスを提供した場合は、次のものを提供日の翌月の１０日までに提出してください。

　　　・刈谷市地域生活支援事業　提供実績記録票

　　　・刈谷市地域生活支援事業　明細書

　　　・刈谷市地域生活支援事業　請求書

　　　　※提供実績記録票には、必ずサービス提供者及び利用者の押印を受けること。

　　　　※利用者負担上限額管理対象者については、「刈谷市地域生活支援事業利用者負担上限額管理票」を活用して、特に複数事業所を利用している利用者から負担上限額を超えて、利用料を徴収することのないように留意すること。

※サービス提供や報酬算定にあたっての留意事項は「各事業（移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型、移動入浴事業）の実施に関する手引き」をご参照ください。

５　新規・更新申請の流れ

（１）事前相談

指定月の前々月の末日まで

　　　申請にあたって指定基準等に不明点がある場合は、事前に相談

して確認した上で、申請してください。

（２）申請

　　　申請時点で、必要な人員が確保できていること、建物設備が基

準に適合していることを確認します。

　　（３）受理

　　　　　締め切りは事業開始日の前々月の末日です。

　　 (４) 審査

前月

　　　　申請書類を再確認します。（必要に応じて補正）

　　（５）指定

指定月

　　　　　指定通知書の交付します。

　　　　　指定事業者として公示します。